

静岡県告示第287号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後																															
<p>(軽微な変更)</p> <p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、23の項及び25の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業並びに27の項から29の項まで及び<u>31の項</u>の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 別表の<u>26の項</u>の採択基準の欄の(3)に掲げる事業にあつては、補助金の額の変更</p> <p>別表 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">事業等</th> <th colspan="2">補助事業</th> </tr> <tr> <th>採択基準</th> <th>補助率(額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>ため池等整備事業</td> <td>農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う事業であつて、次のいずれかに該当するもの (i) <u>ため池等整備工事(一般型)</u> ア 築造後に<u>おける自然的、社会的</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				番号	事業等	補助事業		採択基準	補助率(額)	(略)				11	ため池等整備事業	農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う事業であつて、次のいずれかに該当するもの (i) <u>ため池等整備工事(一般型)</u> ア 築造後に <u>おける自然的、社会的</u>	(略)	<p>(軽微な変更)</p> <p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、23の項及び25の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業並びに27の項から29の項まで、<u>31の項及び33の項</u>の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 別表の<u>32の項</u>の事業にあつては、補助金の額の変更</p> <p>別表 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">事業等</th> <th colspan="2">補助事業</th> </tr> <tr> <th>採択基準</th> <th>補助率(額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>ため池等整備事業</td> <td>次のいずれかに該当するもの (i) <u>農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振策2118号農林水産省農村振興局長通知)要領別表1の事業区分1に掲げる用排水施</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				番号	事業等	補助事業		採択基準	補助率(額)	(略)				11	ため池等整備事業	次のいずれかに該当するもの (i) <u>農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振策2118号農林水産省農村振興局長通知)要領別表1の事業区分1に掲げる用排水施</u>	(略)
番号	事業等	補助事業																																	
		採択基準	補助率(額)																																
(略)																																			
11	ため池等整備事業	農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う事業であつて、次のいずれかに該当するもの (i) <u>ため池等整備工事(一般型)</u> ア 築造後に <u>おける自然的、社会的</u>	(略)																																
番号	事業等	補助事業																																	
		採択基準	補助率(額)																																
(略)																																			
11	ため池等整備事業	次のいずれかに該当するもの (i) <u>農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振策2118号農林水産省農村振興局長通知)要領別表1の事業区分1に掲げる用排水施</u>	(略)																																

状況の変化  
等に対応す  
る場合又は  
人命、人  
家、公共施  
設等に被害  
を及ぼす災  
害の発生す  
るおそれが  
ある場合に  
早急に整備  
を要する農  
業用ため池  
(災害防止  
用のダムを  
含む。以下  
同じ。)の新  
設若しくは  
変更又は新  
設と併せ行  
うため池の  
廃止及びこ  
れらの附帯  
施設の整備  
で受益面積  
がおおむね  
10ヘクター  
ル未満、総  
事業費がお  
おむね800万  
円以上のも  
の  
イ 地震対策  
上緊急性の  
高い地域に  
おいて、地

設等整備のう  
ち、同要領要  
領別紙3(た  
め池整備に係  
る運用)の第  
2の1の(1)若  
しくは(2)、同  
要領要領別紙  
4(用排水施  
設等整備事業  
に係る運用)  
の第2の3の  
(1)若しくは(2)  
又は同要領要  
領別紙7(農  
業用河川工作  
物等応急対策  
事業に係る運  
用)の第2の  
1に掲げる事  
業内容に係る  
もの  
(2) 農山漁村地  
域整備交付金  
実施要領別紙  
3-1(農地  
防災に係る運  
用)運用1  
(農地防災事  
業)運用1別  
紙1のIIの1  
の(1)のア、エ  
若しくはオ若  
しくは(5)のア  
若しくはイ又  
は同要領要領

震発生時に  
人命、人  
家、公共施  
設等に被害  
を及ぼすお  
その高い  
農業用若し  
くは旧農業  
用ため池に  
ついて、当  
該ため池の  
水を緊急時  
に放流する  
ために必要  
な施設の新  
設若しくは  
変更又は当  
該施設の機  
能を発揮さ  
せるための  
条件整備並  
びにこれら  
と併せ行う  
附帯施設の  
整備で受益  
面積がおお  
むね60ヘク  
タール未  
満、総事業  
費がおおむ  
ね800万円以  
上のもの  
ウ アと併せ  
行うため池  
の水質汚濁  
等に起因す

別紙 3 - 1  
(農地防災に  
係る運用) 運  
用 1 (農地防  
災事業) 運用  
1 別紙 3 (農  
業用河川工作  
物応急対策等  
事業) の第 2  
の 1 の 2) のア  
に掲げる事業  
内容に係るも  
の

る農作物等  
の生育阻害  
又は農作業  
の効率の低  
下を防止す  
るために必  
要な農業用  
用排水施設  
の新設、廃  
止又は変更  
エ アと併せ  
行う洪水等  
からの安全  
を確保する  
ために必要  
な管理施設  
の新設又は  
変更

(2) 用排水施設

整備工事

ア 築造後の  
自然的、社  
会的状況の  
変化等によ  
り早急に整  
備を要する  
頭首工、樋  
門、用排水  
機場、水路  
等の変更又  
は当該施設  
に代わる農  
業用排水  
施設の新設  
及びこれら  
の附帯施設

の整備で受  
益面積がお  
おむね5ヘ  
クター以  
上、総事業  
費がおおむ  
ね800万円以  
上のもの

イ 流域開発  
等による流  
出量の増  
加、流出形  
態の変化等  
の他動的要  
因に起因す  
る溢水被害  
等の発生を  
防止するた  
めに緊急に  
行う農業用  
用排水施設  
の新設又は  
変更で受益  
面積がおお  
むね5ヘク  
ター以  
上、総事業  
費がおおむ  
ね800万円以  
上のもの

(3) 農業用河川  
工作物応急対  
策工事  
河川の直轄管  
理区間及び知  
事管理区間で

		<p>河道が整理されて いる一連の区間に 設置された農業用 河川工作物につ いて、河川管理 施設等応急対策 基準に照らして 改善措置を要す るものについ て、災害を未 然に防止する ために行う頭 首工、水門、 樋門等の補強 又は撤去等の 事業を行うも のであつて、 総事業費がお おむね800万円 以上1億円未 満（市町以外 のものが行 う場合にあつ ては800万円 以上5,000万 円未満）の もの</p>					
(略)		(略)					
26	地域農業 水利施設 ストック マネジメ ント事業	次のいずれかに 該当するもの (1)・(2) (略) (3) 農業水路等 長寿命化・防 災減災事業実 施要綱別表の	(1)・(2) (略) (3) 採択基準欄 の(3)に掲げる 事業にあつて は、当該補助 事業費の100パ ーセント以内	26	地域農業 水利施設 ストック マネジメ ント事業	次のいずれかに 該当するもの (1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

		<u>区分の欄の1</u> <u>の対策種類の</u> <u>欄の(1)に掲げ</u> <u>る事業及び同</u> <u>事業と併せ行</u> <u>う同表の区分</u> <u>の欄の3の対</u> <u>策種類の欄の</u> <u>(1)に掲げる事</u> <u>業（交付対象</u> <u>事業の欄のア</u> <u>に掲げるもの</u> <u>に限る。）</u>					
27	震災対策 農業水利 施設整備 事業	次のいずれかに 該当するもの (1) 農村地域防 災減災事業実 施要綱（平成 25年2月26日 付け24農振第 2114号農林水 産事務次官依 命通知）別表 1の区分Iに 掲げる調査計 画事業のうち、農村地域 防災減災事業 実施要領（平 成25年2月26 日付け24農振 第2118号農林 水産省農村振 興局長通知） 要領別紙1 （調査計画事	（略）	27	震災対策 農業水利 施設整備 事業	次のいずれかに 該当するもの (1) 農村地域防 災減災事業実 施要綱（平成 25年2月26日 付け24農振第 2114号農林水 産事務次官依 命通知）別表 1の区分Iに 掲げる調査計 画事業のうち、農村地域 防災減災事業 実施要領要領 別紙1（調査 計画事業に係 る運用）の第 2の2に掲げ る事業内容に 係るもの	（略）

業に係る運用)の第2の5から8までに掲げる事業内容に係るもの

(2) 農村地域防災減災事業実施要綱別表1の区分Ⅱに掲げる整備事業のうち、農村地域防災減災事業実施要領要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の3の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の5の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の4又は同要領要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係



		<p>(2) 農村地域防災減災事業実施要領要領別表1の事業区分1に掲げる用排水施設等整備のうち、同要領要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の<u>第2の2</u>及び同要領要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の2に掲げる事業内容に係るもの</p>			<p>る運用)の<u>第2の3</u>に掲げる事業内容に係るもの</p> <p>(3) 農村地域防災減災事業実施要領要領別表1の事業区分1に掲げる用排水施設等整備のうち、同要領要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の<u>第2の1の(i)</u>又は同要領要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の2に掲げる事業内容に係るもの</p>
28	ため池等農地災害危機管理対策事業	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農村地域防災減災事業実施要領別表1の区分Iに掲げる調査計画事業のうち、農村地域防災減災事業実施要領要領別紙</p>		28	<p>ため池等農地災害危機管理対策事業</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農村地域防災減災事業実施要領別表1の区分Iに掲げる調査計画事業のうち、農村地域防災減災事業実施要領要領別紙</p>

	1 (調査計画事業に係る運用) の第2の3から5までに掲げる事業内容に係るもの (3) (略)
(略)	
30	(略)
31	(略)

別記様式第1号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

- 1 別表の3の項、11の項から13の項まで、16の項及び26の項から31の項までの事業は別紙1を、1の項、17の項及び21の項の事業は別紙2を、6の項の事業は別紙3を、

	1 (調査計画事業に係る運用) の第2の1の(3)又は(4)に掲げる事業内容に係るもの (3) (略)			
(略)				
30	(略)			
31	<table border="1"> <tr> <td>経営体育成促進換地等調整事業</td> <td>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領 (平成30年3月30日付け29農振第2690号) 別紙2 (実施計画等策定事業に係る運用) の第2の2に掲げる事業</td> <td>当該補助事業費の92.5パーセント以内</td> </tr> </table>	経営体育成促進換地等調整事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領 (平成30年3月30日付け29農振第2690号) 別紙2 (実施計画等策定事業に係る運用) の第2の2に掲げる事業	当該補助事業費の92.5パーセント以内
経営体育成促進換地等調整事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領 (平成30年3月30日付け29農振第2690号) 別紙2 (実施計画等策定事業に係る運用) の第2の2に掲げる事業	当該補助事業費の92.5パーセント以内		
32	<table border="1"> <tr> <td>農業水路等長寿命化・防災減災事業</td> <td>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2711号) 別表に掲げる事業</td> <td>当該補助事業費の100パーセント以内</td> </tr> </table>	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2711号) 別表に掲げる事業	当該補助事業費の100パーセント以内
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2711号) 別表に掲げる事業	当該補助事業費の100パーセント以内		
33	(略)			

別記様式第1号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

- 1 別表の3の項、11の項から13の項まで、16の項及び26の項から33の項までの事業は別紙1を、1の項、17の項及び21の項の事業は別紙2を、6の項の事業は別紙3を、

<p>5の項、9の項、18の項、19の項、22の項及び23の項の事業は別紙4を、25の項の事業は別紙5を、15の項の事業は国の要綱（防衛省）の定める様式を添付すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別紙1～別紙5 （略）</p> <p><b>別記様式第3号</b> （略）</p> <p>事業遂行状況報告書 （略）</p> <p>備考</p> <p>1 別表の1の項、5の項、6の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項から19の項まで、21の項から23の項まで及び25の項から<u>31の項</u>までの事業は別紙を添付すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>別紙 （略）</p>	<p>5の項、9の項、18の項、19の項、22の項及び23の項の事業は別紙4を、25の項の事業は別紙5を、15の項の事業は国の要綱（防衛省）の定める様式を添付すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別紙1～別紙5 （略）</p> <p><b>別記様式第3号</b> （略）</p> <p>事業遂行状況報告書 （略）</p> <p>備考</p> <p>1 別表の1の項、5の項、6の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項から19の項まで、21の項から23の項まで及び25の項から<u>33の項</u>までの事業は別紙を添付すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>別紙 （略）</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。